

特定（産業別）最低賃金が改正されました

- 鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金
令和2年12月30日から時間額809円に改正
（「鳥取県最低賃金」は令和2年10月2日から時間額792円に改正）

問い合わせ先 鳥取労働局労働基準部賃金室（電話 0857-29-1705）
又は最寄りの労働基準監督署